

介護支援専門員法定研修の見直しの検討状況について （報告）

厚生労働省 老健局

1. これまでの検討経緯と改正概要
2. 研修資材の統一的作成・分割受講
3. 研修受講に関する義務・研修の受講の担保について
4. 研修体系の見直し
5. 施行日前後での研修受講の取扱いについて

介護保険部会意見書（抜粋）

5. 相談支援等の在り方

（ケアマネジャーの更新制・法定研修の見直し）

- 利用者にとって適切な介護サービスを提供するためには、研修を通じたケアマネジャーの資質の確保・向上が重要であり、更新研修を含めた法定研修の意義は今後も変わるものではないが、一方で、時間的・経済的負担が大きいとの声があるところであり、ケアマネジャーの資質の確保・向上を前提としつつ、利用者への支援に充当する時間の増加につなげる観点から、可能な限りこうした負担の軽減を図ることが重要である。
- このため、近年では、適切なケアマネジメント手法を法定研修に組み入れるなど、ケアマネジャーの専門性の向上に向けた取組が進んできたこと等を踏まえ、法定研修の受講を要件とした介護支援専門員証の有効期間の更新の仕組みは廃止（主任ケアマネジャーについても同様）とすることが適当である。
- 一方で、更新の仕組みを廃止したとしても、専門職として、新たな知識と技能の修得に継続的に取り組んでいくことの重要性は変わるものではなく、引き続き定期的な研修の受講を行うことを求めることが適当である。これにより、更新制と研修受講の紐付けがなくなり、研修を受講しないことで直ちに資格を失い、ケアマネジャーの業務ができなくなるといった取扱いがなくなる効果が見込まれる。なお、研修の受講方法については、分割して受講するなど、柔軟な受講ができる環境整備を行うとともに、可能な限り、時間数を縮減することを検討することが適当である。あわせて、経済的な負担軽減の観点から、地域医療介護総合確保基金の活用促進を進めることが適当である。また、都道府県が実施する研修の内容の改善を図る取組を検討することが適当である。
- 研修の受講を担保するため、ケアマネジャーを雇用する事業者に対して、研修時間について労働時間として扱うことについて引き続き周知徹底するとともに、ケアマネジャーが研修を受けられるよう、必要な配慮を求めることとするほか、現行制度における履行確保の仕組みも踏まえて、ケアマネジャー本人への必要な措置を講ずる必要がある。また、ケアマネジャーとして従事していない期間については研修を免除し、再度従事する際に改めて研修を受講する仕組みを設けることが適当である。

社会福祉法等の一部を改正する法律(令和8年法律第51号)の概要

改正の趣旨 質の高い福祉サービスの確保と、社会福祉事業等の安定した経営基盤の確立を両立するため、多様で複雑な福祉ニーズに対応した包括的な支援体制を強化します。

改正の概要

1. 地域の実情に応じた包括的な支援体制の拡充

(1) 小規模市町村における包括的な支援体制の整備

小規模市町村における包括的な支援体制の整備を促進する事業を新設するとともに、地域住民の支援等を検討する会議を全市町村で設置できるようにします。

※ 福祉各分野の相談支援・地域づくり事業の配置基準を分野を超えた基準へ柔軟化し、地域住民の取組との協働を促進します。

(2) 特定地域サービス、特定地域居宅サービス等事業の創設／介護予防・地域の支え合いの推進に向けた拠点機能の強化

中山間・人口減少地域において、地域の実情に応じた配置基準や包括的な評価の仕組みを導入できる特例介護サービスの類型（特定地域サービス）を新設します。また、地域のサービス提供主体が少ない場合に、市町村が事業として居宅介護サービス等を実施できる「特定地域居宅サービス等事業」を創設します。あわせて、事業者間の連携強化や事業継続の仕組みを構築、介護予防と地域の支え合いを一体的に実施する拠点事業を新設します。

(3) 頼れる身寄りがない高齢者等への支援の充実

頼れる身寄りがない高齢者等に対する日常生活支援、入院等の手続支援、死後事務支援を第二種社会福祉事業に位置付けるとともに、相談体制の整備を図ります。

(4) 成年後見制度等の適切な利用の支援

成年後見制度や地域の権利擁護事業の適切な利用を支援する中核機関として、市町村が「地域権利擁護相談支援センター」を設置できるようにします。

(5) 有料老人ホーム制度の見直し

中重度等の要介護者を入居させる有料老人ホームについて、都道府県等への登録制度を導入します。また、その入居者に対する相談支援を行う「登録施設介護支援」を新設し、利用者負担を求めます。

(6) 介護保険事業（支援）計画の見直し

介護サービス量等の中長期推計および医療・介護連携に関して介護保険事業（支援）計画を見直すとともに、電子資格確認の導入など、介護被保険者証に関する見直しを行います。

2. 福祉人材の安定的な確保および定着支援

(1) 福祉人材確保と介護現場の生産性向上等の推進

福祉人材確保のための協議会の設置を都道府県の努力義務とするとともに、生産性向上や経営改善支援の取組促進を国および都道府県の責務とし、当該取組の促進のため、関係者の連携を図る協議会を設置します。

(2) 介護福祉士養成施設卒業者の経過措置の見直し

令和13年度までの介護福祉士養成施設卒業者については、経過措置として卒業後5年間は資格を持てることとします。また、准介護福祉士資格を廃止します。

(3) ケアマネジャー（介護支援専門員）の更新制の廃止

介護支援専門員（ケアマネジャー）の更新制を廃止し、法定研修の見直しを行います。

3. 支援基盤の強化等

(1) 社会福祉連携推進法人制度の活用推進

社会福祉連携推進法人が実施できる業務を追加します。また、社会福祉法人解散時の残余財産の帰属先に地方公共団体を追加します。

(2) 災害時に高齢者等を支える福祉支援体制の強化

災害派遣福祉チーム（DWAT）として活動する人材登録制度を整備します。

施行日：令和9年4月1日が原則ですが、改正事項によって異なります。（各改正事項を参照ください。）

2(3).ケアマネジャー(介護支援専門員)の更新制の廃止・研修の見直し

ケアマネジャーの更新制は、5年ごとの更新時に研修受講を義務付けることで、専門知識の向上を図る仕組みです。利用者にとって適切な介護サービスを提供するためには、**研修を通じた資質の確保・向上が重要**です。一方で、更新制に紐付く研修は**時間的・経済的な負担が大きい**との声もあり、**研修の在り方について見直し**が求められていました。

見直し内容

① 更新制の廃止

研修受講を要件とした更新の仕組みを廃止します。

② 研修の在り方の見直し

専門職としての質の確保・向上は引き続き重要であり、定期的な研修の受講は継続しますが、**柔軟に受講できるように**します。

(※) あわせて、現行の再研修に代わって、離職後に生じた制度変更等の知識のアップデートを目的とした、簡素な研修の仕組みを新設予定

③ 事業者の役割の明確化

事業者に対しても、**従事するケアマネジャーが研修を受講できるよう、必要な措置を講ずる義務**を課します。

(例：受講時間の確保、受講状況の確認 等)



現行の更新研修（2回目以降の場合）

- 資格更新の要件としての研修
- 32時間の研修を決められた日（概ね4～9日前後）に受講

研修科目		時間
講義	介護保険制度及び地域包括ケアシステムの今後の展開	3
	ケアマネジメントの実践における倫理	2
	リハビリテーション及び福祉用具の活用に関する理解	2
講義／演習	ケアマネジメントにおける実践事例の研究及び発表	25
合 計		32

見直し後に定期的に受講する研修のイメージ

- 研修受講を要件とした資格更新の仕組みを廃止
- 一度交付を受けた資格は、期限により失効することはありません。
- 一定期間（例：5年間）の間に、任意のタイミングで分割して受講できる仕組みとします。
- 初回の更新研修相当の研修などを中心に、全体の時間数の縮減を検討します
- 国による教材の一元作成や(※)、オンライン受講を推進します。

(※) 研修の内容についても、直近の制度改正・報酬改定の内容など最新の知識が学べるように見直し、研修の質の確保を図ります。

2. 研修資材の統一的作成・分割受講

見直しの方向性（受講負担軽減のための方策）

受講者の時間的・経済的負担については、可能な限り軽減を図ることが適当であるとされたことから、その具体的な方策については以下の取扱いとする。

（1）研修の受講方法について

- 一定期間（就業開始から5年）を一区切りとして、その間に受講者の希望に応じて、柔軟に研修を分割して受講することができるものとし、基本的にオンライン・オンデマンド形式での受講とする。具体的な分割受講のイメージは次ページのとおり。

（2）研修資材について

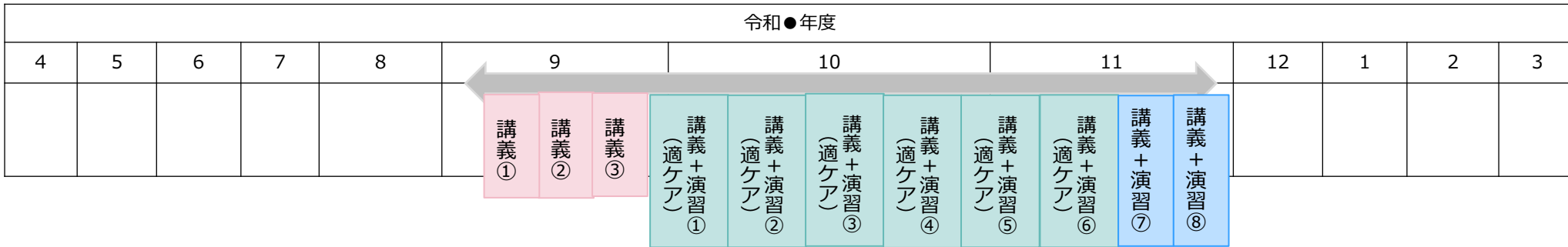
- 全ての研修における講義部分について、国が作成した研修資材（動画・スライド）を活用することを必須とする。
（告示や通知で規定）

※研修資材については、令和9年4月から都道府県において使用可能とする。

※演習については引き続き、都道府県において教材作成等を含めて実施するが、国でも演習実施にかかるマニュアルを作成する。

(参考) 分割受講イメージ

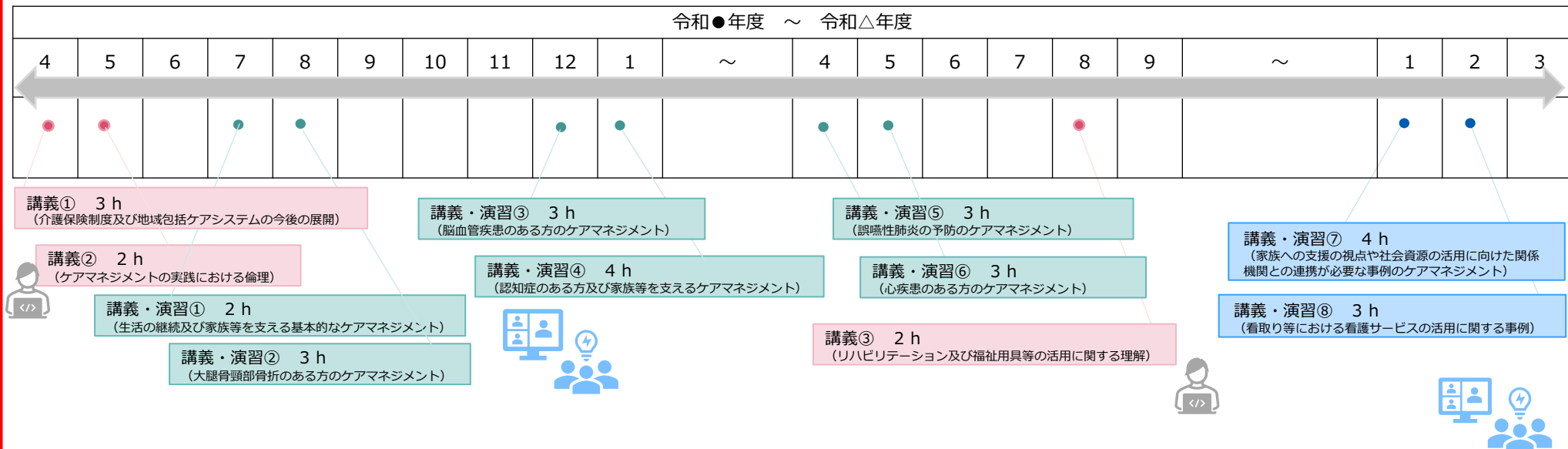
(法改正前) ◎都道府県が予め設定した日に、研修(32h)を集中的に受講



(法改正後)

◎受講者に応じたタイミングで受講可能

◎基本的にオンライン・オンデマンド形式とし、講義部分については国で一元的に作成した研修資料を使用



3. 研修受講に関する義務・研修の受講の担保について

研修受講義務について

○ 研修の受講にかかる義務については、これまでケアマネジャー本人にのみ講じていたところ、見直し後は、実務に従事しているケアマネジャーへの研修受講義務に加えて、新たに、ケアマネジャーを雇用する事業者に対して、雇用するケアマネジャーが研修受講の機会を確保できるよう義務を課すこととしている。具体的には以下の取扱いとする。

(1) 研修受講対象者

【現行】全てのケアマネジャー ⇒ 【改正後】 実務に従事しているケアマネジャー

(2) 研修の義務

【現行】ケアマネジャー本人に対して、証の更新のために研修の受講が必要

【改正後】①および②に対して義務を課す

①実務に従事しているケアマネジャー本人

② ケアマネジャーを雇用する事業者

ケアマネジャーを雇用する事業者に対して、雇用しているケアマネジャーについての都道府県への報告及び研修受講機会確保のために必要な措置を講ずる義務を課すこととしている。（改正介護保険法第六十九条の四十第1項2項）

※「研修受講機会確保のための必要な措置」とは具体的に、

- ・ケアマネジャーが勤務時間中に研修を受講する場合には、研修受講時間についても労働時間とみなすこと
- ・研修受講が円滑に行われるようにするための業務の配分又は人員の配置などについて必要な措置を行うこと 等を想定。

3. 研修受講に関する義務・研修の受講の担保について

研修受講義務について（続き）

（3）研修受講対象者の把握及び受講状況の把握について

① 指定研修受講管理機関でのシステム等での管理のほか、② 事業者からの「従事届」/「非従事届」(仮称)の提出により、研修受講対象者及び受講状況の把握をする。

① 指定研修受講管理機関でのシステム等での管理

・年度をまたいだ受講管理や他都道府県での受講状況の把握ができるような改修を行うことを想定。

② 事業者からの「従事届」/「非従事届」（仮称）の提出

・ケアマネジャーを雇用する 事業者に対して、ケアマネジャーに従事させた日又はケアマネジャーの退職等が発生した日から10日以内（指定に係る変更届と同様）に、当該情報を都道府県に報告することを義務づける。

・新しくケアマネジャーを雇用した場合には「従事届」を、ケアマネジャーが退職した場合ややむを得ない事情（※）により一定期間研修の受講が難しいことが見込まれる者がいた場合に「非従事届」を提出させる。

（※）「やむを得ない事情」としては育休・介護等の家庭の都合や、病気休職・災害等により業務に従事できない場合を想定している。

（4）ケアマネジャーが研修受講期間内に研修を受講していない場合の取扱いについて

【現行】証の有効期限内に更新研修を修了できなければ、証が失効し、直ちに業務停止となる。

【改正後】ケアマネジャーは研修受講期間内に研修を修了していなくても直ちに業務停止とならない。

※具体的な都道府県における措置の流れ

① 都道府県から、当該ケアマネジャーを雇用している事業者に対して、研修の受講機会を確保するために必要な措置を行っているか確認。

⇒（事業者が必要な措置を講じていない場合）

② 都道府県が、当該事業者に対して 研修受講のために必要な措置を講ずるよう要請。

③ 都道府県からの要請を受けてもなお、事業者が必要な措置を講じない場合、都道府県が当該事業者に対して、勧告、公表、命令等を段階的に実施。

④ それでも当該事業者が命令に従わない場合、指定権者による指導監督の実施。

⇒（事業者が必要な措置を講じているにもかかわらず、ケアマネジャーが受講していない場合）

② 都道府県から本人に対して研修受講を命ずる。

③ それでも命令に従わなければ、1年以内の期間を定めて業務の従事を禁止することが可能。

(参考) 介護支援専門員法定研修の見直し概要 (案) (比較表)

改正前

主な研修課程	主な対象者等	研修時間
介護支援専門員の資格取得を希望する場合		
実務研修	実務研修受講試験の合格者	87時間以上
介護支援専門員の資格継続を希望する場合		
更新研修 (専門研修)	専門Ⅰ課程：就業後6月以上の実務従事者（1回目の更新前）	Ⅰ：56時間以上
	専門Ⅱ課程：専門Ⅰ修了者であって、就業後3年以上の実務従事者	Ⅱ：32時間以上 (1週間程度で受講)
介護支援専門員の資格再取得を希望する場合		
再研修	介護支援専門員証の再交付を希望する者	54時間以上
主任介護支援専門員の資格取得・資格継続を希望する場合		
主任研修	介護支援専門員としての従事期間が5年以上の者等	70時間以上
主任更新研修	主任介護支援専門員の有効期間が概ね2年以内の者	46時間以上 (1週間程度で受講)

改正後 (R9.12月施行予定)

主な研修課程	主な対象者等	研修時間
介護支援専門員の資格取得を希望する場合		
実務研修	実務研修受講試験の合格者	87時間以上
介護支援専門員として従事する場合		
初任研修	就業後6月以上3年以内に受講 (離職期間は含まない)	<u>42</u> 時間以上 (2年半で分割)
定期研修	初任研修修了者であって、就業開始後5年を一区切りとして、5年ごとに受講 (離職期間は含まない)	32時間以上 (5年間で分割)
介護支援専門員としての復職を希望する場合		
復職支援研修	① 直近の退職日から3年以上経過している者で、再度就労を希望する者 ② 登録後、実務経験がなく3年以上経過し、就労を希望する者 ③ 既に証が失効している者であって、就労を希望する者	<u>15.5</u> 時間以上
主任介護支援専門員の資格取得を希望する場合、 従事している場合		
主任研修	介護支援専門員としての従事期間が5年以上の者等	70時間以上
主任定期研修	主任研修修了日から5年を一区切りとして、5年以内に受講（最初の5年間は受講不要） (離職期間は含まない)	46時間以上 (5年間で分割)

5. 施行日前後での研修受講者の取扱いについて

- **研修受講期間は、就業開始日を起点とし、以降、5年（離職期間は含まない）を一区切りとして設定。**ただし、施行時に現にケアマネジャーである者の取扱いは以下のとおり。
- ① 都道府県の事務負担を考慮し、**現にケアマネジャーである者については、施行日（R9.12）を起点とし、以降、5年の間に定期研修を受講**することとする。（ただし、**施行後最初の研修受講期間については、年度の始めに起点を合わせるため、R15.3まで**とする。）
- ② なお、**施行年度（令和9年度）に旧制度で研修（専門Ⅱ/更新/主任更新研修）の受講を修了している者**については、直近の制度等を学んでいることを考慮し、**次期報酬改定（R12.3末）までの間受講を免除。**

